

第18回 鹿島市農業委員会定例総会 議事録

1、開催日時 令和5年10月2日(月) 午後1時30分～午後4時00分

2、開催場所 鹿島新世紀センター2階 会議室

3、出席委員 12名(明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

4、欠席委員 0名(明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

5、議事日程

①第1 議事録署名委員の指名 5番 山本 桂子 委員 6番 小笠原 初男 委員

②第2 報告第44号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について

議案第88号 農振法第13条の規定による変更申請について(除外)

議案第89号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

議案第90号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について

議案第91号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

議案第92号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

議案第93号 空き家に付随した特例農地の指定について

報告第45号 非農地証明願いについて

報告第46号 農地等形状変更届出について

6、農業委員会事務局職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名
事務局長	高本 将行	局長補佐	峰松 正典
主 査	田中 莊子	書 記	藤家 駿介

◎農業委員出席簿

席順	委員名	出席	席順	委員名	出席
1	下村 和幸	○	7	木下 英春	○
2	中牟田 安彦	○	8	大町 朝子	○
3	針尾 忍	○	9	三原 一義	○
4	馬場 英喜	○	10	藤家 豊次郎	○
5	山本 桂子	○	11	中村 博之	○
6	小笠原 初男	○	12	織田 博吉	○
			計	12名	12名

◎農地利用最適化推進委員出席簿

担当地区	農地利用最適化推進委員名
中尾・上古枝・竹ノ木庭・平仁田	小池 了
犬王袋・小舟津・世間・重ノ木・行成・執行分・井手分	森田 英男

7. 会議の概要

事務局	皆さんこんにちは。定刻となりましたので、只今より第18 回鹿島市農業委員会定例総会を開きます。 総会に入ります前に本日の点呼を取らせていただきます。(1番下村委員から12番織田委員まで点呼をし、委員全員の出席を確認。)本日の出席は12 名であります。定足数に達しております。 次に議事録署名人の指名を致します。5番山本委員と6番小笠原委員にお願い致します。 審議に入ります前に、議事進行について4点ほど注意を致します。 1点目です。各自意見・質問をされる場合は、必ず挙手をし、議長の指名があつてから、その席で自分の議席番号と氏名を述べ、意見・質問等を全員に聞こえるように言ってください。また、議事に関することのみを簡潔にお願い致します。 2点目です。議事に入りましてからの私語はこれをきつく禁止と致します。 3点目です。市役所の敷地内はごく一部の指定された区域を除いて禁煙となっております。審議の進捗状況を見ながら議長の判断によりまして、休憩時間を取り入れていきますのでご協力をお願い致します。なお、トイレにつきましては制限ありませんが、起立して議長席の方へ軽く会釈をしてから退席し、用を済ませたら速やかにお戻りください。 4点目です。農業委員会等に関する法律第31条に委員の議事参与の制限規定がございます。提案される議案の中に親族の場合は6親等、姻族の場合は3親等になる者に関連する議案がありましたら、これを審議するときは特に指示されなくても自主的にこの会議場から退席してください。後でその事実が判明した場合は、許可の取り消しや罰則を受けることがありますので、ご注意ください。以上の4点でございます、自覚して会議場のマナーとしてご協力をよろしくお願い致します。では、慣例によりまして会長に議長をお願いします。
議長	改めましてこんにちは。お忙しい中お集まりいただき、ありがたく思っております。台風も真っ直ぐ来るとい話もありましたが、避けたりして実質的にそれほど被害がなかったと認識しておりますが、暑い日がずっと続いて、ようやく 10 月に入り涼しくなったところで、米やみかんの収穫も始まった所でございますが、米の方も作柄はおおよそ 97、8 パーセントで虫も寄ってこないという話でしたが涼しくなった途端に寄ってきたという話もあります。みかんの方もゆらを始めとして収穫があり、食味も非常に暑い日が続いて1、2 週間早く収穫が始まったとも聞いておりますが値段もまずまずのところで推移してますので、本当にそのまま行けばと思っております。今日は冒頭市議会議員さんからの意見交換会のご案内、それから農業会議の徳永課長から年金の話もございましたが、農協と一緒に後 1 件、どうにかみなさんと一緒に頑張ってまいりたいと思います。今日は案件としてはそんなに多くはありませんが、一つはお手元に資料をお配りしておりますが、我々が市長の方に意見書を出しておりますけれども、県の方からも知事宛に意見書を出すということでございますので、皆さん方にこれを開示して、改めてご意見等あれば承りたいというふうに準備をしている所でございます。それから、先般より3年に1回視察研修の話をしておりましたので、改めて30、1、2 と鹿島市の友好都市である香取市の早良区に訪問をして、農業委員会の受け入れもできておりますので、そこと道の駅の意見交換会をしながら、最終的に国会の方にご陳情をということで、スケジュールをお手元に差し上げております。中身を後だって説明しますが、予算の手出しが少なくなるよう努力しました。何せ GOTO キャンペーンがなくなって、それと同時にホテルなど色々と値上がりをしており、高くなっています。もう少し安くなるよう交渉中ですので、よろしくお願い致します。冒頭時間をとりましたので、急ぎ会議を進めて参りますので、ご協力賜ることを改めてお願いして挨拶に変えたいと思います。よろしくお願い致します。
事務局	議案説明資料1ページをご覧ください。 報告第44号農地法第18条第6項の規定による解約報告について、説明します。 今回の解約件数は、記載のとおり5件となります。

	筆数は、7筆、合計面積は、22,269 平米となっています。 登記地目および現況地目は、すべて田となっています。 解約事由は、すべて双方合意によるもので、あっせんのためが、4件。借人変更のためが、1件となっています。 解約事由別に、詳しく説明しますと、 「あっせんのため」となっている1番から3番までは、この後の議案第92号で、佐賀県農業公社への利用権の設定として、計上しています。 次の4番は、来月の11月総会に同様の議案を計上する予定となっています。 「借人変更のため」となっている5番も、11月総会で利用権設定を計上する予定となっています。 報告第44号 の説明は、以上です。
議長	本日はあっせん委員さんとして皆さん方に了解を頂くよう準備をしておりますけども、あっせん 4 件それから借人変更という形でございますが、おおよそ皆さん聞いておられるかと思えます。何かみなさんからございますか？よろしいですか？
委員全員	はい。
議長	ありがとうございました。続きまして議案に移ります。議案の 88 号について農水の方からお願いします。
農林水産課 農政係	皆さんこんにちは。農林水産課野田と申します。今月もよろしくお願い致します。今回は、鹿島市農業振興整備計画のうち、農用地区域の変更の案件として、農振法第 13 条の規定により農振除外の案件が 2 件 2 筆ございますので、ご説明いたします。 議案書は 2 ページ、位置図は 1 ページをご覧ください。番号の 1 ですが、申請地は大字 ●● ●● ●●の●●番、地目は田、面積は 471 平米、変更の目的は駐車場となっております。所有者、申請者は●●●●さんとなっております。関係者の同意として、隣接農地所有者、区長、生産組合長、担当農業委員からの同意がございます。農地区分は 2 種となっております。周囲の状況ですが、北側東側に河川、西側に市道、南側に畑となっております。申請の理由といたしましては、申請地は数年前から耕作をされていない状況です。今回隣の山手の方にキャンプ場を整備され、その駐車場として必要な面積を除外するものとなります。1 件目については以上です。
議長	担当の中村委員、説明をお願いします。
11番委員	はい、中村です。現地の説明をします。この位置図を見ますと、●●●というバス停がありますがその対岸、川向こうになります。その手前の●●のバス停から橋を渡って市道を登っていくと、600 から 700 メートルいったところが現地です。ここをまたずっと登ると●●のお寺の前に出ます。場所は、三角のところのテッペンの方が市道側よりも 1 メートル低く、三角形の底辺のところが市道側より 2 メートル以上低いような状況です。そしてここから上流の方が圃場整備をしてあり、ここは整備はされていません。さっきありましたように、127 の 1 付近にキャンプ場があり、そのための申請となります。
2番委員	キャンプ場は元々何だったのですか？
事務局	山林です。
議長	山林のところに元々キャンプ場があり、きちんとした駐車場が必要になり、たまたま近くに荒廃園があったのでそこを利用しながら運営したいということです。 皆さんから何かございますか？よろしいですか？
8番委員	キャンプ場はもう運営されてますか？
農林水産課 農政係	これが完全に完成したわけではなく、国の事業でコロナ禍による再構築事業があり、そこに先月採択をしてありまして、今から金融機関から融資を受けたのち本格始動となります。 駐車場の台数としては 7 台を予定されています。

議長	現地調査に一緒に行った方はわかるかと思いますが、テスト的にはキャンプが行われ、当然ながら国の事業となるとやはり駐車場も必要になってくるかと思います。 他にはよろしいですか？なければ採決を取ります。賛成の方。（全員賛成） ありがとうございました。続いて2番をお願いします。
農林水産課 農政係	続いて番号の2ですが、位置図は2ページをお開きください。申請地は大字●● ●● ●●の●●番、地目は田、面積は1334平米、変更の目的は植林になります。こちら議案書の2ページ備考欄に、中山間地域等直接支払制度の対象農地と書いてますが、令和2年から始まった5期の方では中山間の対象からは外れておりますので削除をお願いします。 申請人及び所有者は●●●●さん、関係者の同意として隣接農地所有者、区長、生産組合長、担当農業委員からの同意がございます。農地区分は2種となっております。周囲の状況ですが、東西南北ともに山林や畑に囲まれております。申請の理由としては、こちら既に植林がされております。始末書が提出されていますので読み上げます。 （始末書の読み上げ） ご審議のほどをお願いします。
議長	馬場委員、説明をお願いします。
4番委員	4番馬場でございます。申請場所ですが、県道●●線から●●方面に左折をしまして南の方に進みますと、●●の集落が見えます。そこから北側に、小さな橋がございますけども、そこから100メートルほど北に下りまして、川を挟んだ西側が申請地になります。 当該地は山に面しており水の弁が悪く、イノシシ被害もあることから、田としての維持管理が難しく、山に戻したいというご意向でございます。先ほど始末書の方を読み上げていただきましたが、既にクヌギが植えられております。本件につきまして、地元協議をしましたところ特に問題なしとして確認が取れております。
議長	今説明があった通りですが、4、5年経っているということで元にも戻せないようには思うのですが、みなさんから何かございますか？
7番委員	この辺は数年前の水害被害も大きかったですね？
4番委員	そうですね。その話は地元の方からも聞いております。
7番委員	この辺は周辺もかなり荒れているように思います。
4番委員	はい。ここだけに限らず耕作が難しくなっている状況ではあります。
議長	今木下さんがおっしゃったようにこの周辺は見る限り荒地ばかりです。改めてこの辺については地元の人も話して整理が必要かと思います。 何かみなさんからございますか？ なければ採決を取ります。賛成の方。（全員賛成） ありがとうございました。それでは次に移ります。89号についてです。説明をお願いします。
事務局	議案第89号について説明します。 1番について、説明します。 議案説明資料3ページ、位置図3ページ、本日配布の資料1ページをご覧ください。 土地の所在は、大字●●字●● ●●番●●の1筆でございます。 登記地目、現況地目は、ともに田となっております。 面積は、388平米です。 譲受人は、●●市の●●●●●さんで52歳の方です。 譲渡人は、●●区の●●●●●外4名です。転用の目的は、宅地分譲となっております。 農地区分は、3種農地です。用途区域区域内となります。 周囲の状況ですが、東は田、西は宅地、南は田、北は宅地となっております。 関係機関との協議はありで、その条件はありません。 公共下水道の区域内 となります。

	また、進入口付近では、公有水面の占用申請を手続き中となっています。 1番の説明は以上となります。
議長	木下委員、説明をお願いします。
7番委員	ここは●●さん外4名の所有となっていますが、売買そのものは不動産屋が何年か前に契約手続きを終わらせて登記を今度するというので、形も悪いので●●さんのところは耕作者もおらず、千葉畑ということで不動産屋が管理しており、土地そのものはあまり荒れてはいません。形が悪いのでこれで家が建つのかと思っていましたが、どうにか建つということで上の団地の中の進入口をそのまま水路を越えて繋ぐとのこと。 特段問題ないかと思います。よろしくお願いします。
議長	ここはまごころ不動産でしたかね？もう売買が済んでいるといいますとねえ。
事務局	仮登記です。
議長	すぐ西側の家の人が、区画的に言えばお求めになるという話はないのですか？ 売れるかどうかというのはまだ見えていないのですか？
事務局	まだ話はないです。
議長	南の方に田んぼがあるのもいずれ売らざるを得ないのか、東側もそうなるのか、この辺も一緒にどうかと思いますがね。
7番委員	ここは交差点のこの家が空き家になっているのですが、両方ともこの所有です。それで近所の人に無理やり頼んで耕作してくれないかということでお願いはしたのですが。 ●●の人に耕作を頼んだものの、隣に団地が出来たりして農機具を入れるとき泥が落ちたりして警察が来たりと苦情が酷く、もう作れないということで次の耕作者を探している所です。
議長	この西側の家の人はどなたですか？
事務局	ゼンリンでは●●さんとなっています。
議長	まごころ不動産が●●さんの他のところを整理する際にここまでとしているのでしょうか？ まだこの辺に田が残っているため、その辺も一緒にして頂けると助かりますがね。道もないようなところですので。 これは許可は降りるのですか？
事務局	(図面で説明)
議長	そこは大丈夫なのですね？
事務局	はい。今申請中でして、特段問題ないかと思います。
議長	団地のところの道路は団地の私有地ではないのですか？
事務局	私有地で、位置指定道路ということで団地の全体の共有名義かと思います。団地用の。そこは同意を貰っておられるかと。位置指定道路は大体地元で管理しますが道路とみなすよう市が認めます。すると公道のような形になります。団地を形成する際に市道などにできませんので。共有名義の道路ということで道を作られるので。
議長	●●●はここだけ買っておられるのですか？●●さんの他のところを買ったからここもということですか？委員さんがおっしゃられるように変則地を不動産が買うのかと気になります。なのでもう少し整理をしていただきたいです。
事務局	●●さんは以前ララベルの横を転用に出されております。
議長	そしたら全体的に整理をなさっているのですかね。そこも●●●●ですか？
事務局	あそこは●●●●ではなかったはずですが。
議長	採決はとりますが、なぜここだけ●●●●かを整理して欲しいです。
事務局	前回の転用は●●●●ではなかったですが、●●さんの案件は●●●●が結構入ってますね。前回のところも、直接●●●●は関係なかったですが相談は受けられております。
議長	そうなのですね。農業委員会が許可を出すのも、変則地は売れないというだけでなく、農業全体の廃止で整理をされているからというように納得のいく理由で整理をしていただけないでしょうか。何か皆さんからございますか？

	現地調査に行った方はわかりますが、まさにどこから入るのかというような土地でありますので、その辺の確認ともう一つはここが全体的に農業自体がもうできないという状況で、荒れるよりもと言う風に整理をしないと許可しにくいかと思います。 とりあえず採決を取ります。賛成の方。(全員賛成) ありがとうございました。それでは次に移ります。90号について説明をお願いします。
事務局	議案第90号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」説明します。 1番について、説明します。 議案説明資料4ページ、位置図4ページ、本日配布の資料2ページをご覧ください。 土地の所在は、大字●●字●● ●●番●●の1筆でございます。 登記地目、現況地目は、共に畑となっています。 登記面積は、2,062平米です。 申請人は、●●区の●●●●さん65歳の方です。 転用目的は植林で、ヒノキを630本植える予定となっています。 農地区分は、2種農地となっています。 周囲の状況ですが、東は畑・山林、西は田・山林、南は畑、北は田 となっています。 関係機関との協議はありで、その条件はありません。 1番の説明は、以上です。
議長	山本委員、説明をお願いします。
5番委員	三原さんが植林をしたいということでいらっしゃいまして、以前みかん畑ですごく荒れているということで、草払いくらいはしているとのことだったのですよ。しかし話を聞いていると、もうそこに辿り着けないなと思いました。それで荒らすより植林の方が良いのではないかという考えがありまして、そしたら良いでしょうということでサインをさせていただき、現地調査で先日初めてその土地を見てきましたがまさしく辿り着けないような所でした。
議長	ありがとうございます。本人さんから申し出があったのですね。皆さん方から何かありますか？
4番委員	ここにヒノキを630本植えられるということですが、申請地の現状はどのようになっていますか？
議長	ひどく荒れていて、畑まで行けそうにないような状況です。なのでここは山本委員が仰るように荒らすよりも植林をすべきかと思います。周辺もほとんど木が植えられていますし。無理やり開墾しても水もないかと思います。他には何かございますか？
6番委員	このヒノキの代金はいくらほどですか？
事務局	見積書で38万円くらいだったかと思います。
議長	他になければ採決を取ります。賛成の方。(全員賛成) 続いて91号に移っていきます。
事務局	議案第91号について説明します。 議案説明資料5ページ 位置図5ページをご覧ください。 1番について、説明します。 土地の所在は、大字●●字●● ●●番●●、●●番●●の2筆でございます。 登記地目、現況地目は、すべて畑となっています。 登記面積は、217平米と38平米で、合計で255平米です。 譲受人は、●●区の●●●●さん71歳の方です。 譲受理由は、経営規模の拡大で 譲渡理由は、農業の廃止となっています。 譲受人の通作距離は、自宅に隣接し、10メートル程度となっています。 農地法第3条の現地確認調書には、

	馬場農業委員と 野中農地利用最適化推進委員で行ってもらい、 特に問題なしとして、両担当委員からの署名があります。 1番の説明は、以上です。
議長	馬場委員、説明をお願いします。
4番委員	場所ですが、県道●●●線を●●方面に進み、●●の集落に入りまして、●●のバス停から北西に30メートルほど、申請者の●●●●さん宅のすぐ裏手に申請地がございます。申請理由は事務局の説明の通りで、●●さんは取得した農地に柿やみかんを植えたいとのことです。現地を確認したところ良好に管理されており、特に問題なかったです。
議長	ありがとうございます。元々は何を作られていたのですか？
事務局	レモンが植えられています。
議長	レモンを切ってから柿やみかんを植えるのですか？
事務局	いえ、そのまま増殖をなされます。
議長	分かりました。こちらにもいらっしゃらないようですし荒れないよう作物を作るとのことですが、特段なければ採決を取ります。賛成の方。(全員賛成) ありがとうございます。それでは2番についてお願いします。
事務局	2番について、説明します。 議案説明資料 同じく5ページ 位置図6ページをご覧ください。 土地の所在は、大字●●字●● ●●番●●、●●番●●、●●番●●の3筆でございます。 登記地目、現況地目は、すべて畑となっています。 登記面積は、227 平米、316 平米、45 平米で、合計 588 平米です。 譲受人は、●●区の●●●●さん67歳の方です。 譲受理由は、経営規模の拡大で 譲渡理由は、農業の廃止となっています。 譲受人の通作距離は、200メートルとなっています。 農地法第3条の現地確認調書には、 馬場農業委員と 楠田農地利用最適化推進委員で行ってもらい、 特に問題なしとして、両担当委員からの署名があります。 2番の説明は、以上です。
議長	馬場委員お願いします。
4番委員	場所についてですが、●●●から南側の●●橋という橋がありますけれども、その手前の細道を 40 メートルほど進んだ北側の方に 3 筆申請地がございます。農地の受け手の●●さんは、一番道沿いの●●の●●にネギや紫蘇などの野菜、●●の●●、●●の●●の 2 筆で銀杏を栽培するとのことです。現地を確認したところいずれも良好に管理をされており特段問題はないと思われます。以上です。
議長	ありがとうございます。今は●●さんが作っておられるのですか？
4番委員	そうですね。●●さんが作っておられます。
議長	わかりました。何かございますか？なければ採決を取ります、賛成の方。(全員賛成) ありがとうございました。それでは続いて 92 号に移っていきます。説明をお願いします。
事務局	議案第92号について、説明します。 議案説明資料は、6ページから12ページまでとなります。 この案件は、1議案で18件ございます。 10ページをご覧ください。 10番は、あっせんによる所有権移転 です。

	今総会後に、所有権が、佐賀県農業公社から買い手に移ることになります。 その時期は、10月11日の予定です。 その下の11番から14番までの4件もあっせんによる所有権移転です。今総会後に、所有権が、売り手から佐賀県農業公社に移ることになります。 その時期は、10月11日の予定です。 11ページから12ページをご覧ください。 15番から18番までは、農地中間管理機構と貸借となる案件です。 15番から17番までの3件は、中間管理機構関連農地整備事業予定地（音成・嘉瀬ノ浦地区 圃場整備）であり、契約期間は、すべて16年で、と使用貸借となっています。 12ページをご覧ください。 18番は、9月の総会で保留となった案件です。契約期間は、10年で、出し手と受け手が親戚関係であることから、使用貸借とされています。 6ページから9ページになります。 1番から9番までの9件は、利用権が設定される案件です。 9件のうち、新規が4件、更新が5件となっています。 また、9件のうち、賃貸借権の設定が8件で、使用貸借権の設定が1件となっています。 賃貸借権の設定8件のうち、現金扱いが1件、物納扱いが7件です。 契約期間については、9件のうち、 30年が1件、10年が4件、5年が2件、3年が1件、1年が1件となっています。 議案第92号 についての説明は、以上となります。
議長	公社の方は担当委員に連絡を取っておられるのですか？いつも疑問に思うのは、使用貸借ではなく少しでもやり取りをとルール決めをしていますよね。今後更新は別として、新規の時は皆さん方に話が行くようにすべきかと思しますので、そういう風に指示をしようかと思ひます。
11番委員	農業公社は、市役所の中に設置したらどうかと思うのですよね。
議長	以前からその方が事務手続きはスムーズに行くとは言っているのですけどね。申し入れをしましょう。 皆さんから何かございますか？
4番委員	6ページから8ページにかけての番号で言うと4番ですが、●●●●さん●●●●さんの使用貸借権設定を30年ということで挙げられておりますが、私が推測するに親子間で農業者年金受給のための経営以上手続きかと思ったのですがそうですか？
事務局	その通りでございます。
議長	他になれば採決を取ります。賛成の方。（全員賛成） ありがとうございました。続いて93号に移ります。
事務局	議案第93号空き家に付随した特例農地の指定について説明します。 議案説明資料は、13ページ 位置図は7ページをご覧ください。 申請人は、●●市の●●●●さんで農地所有者となります。 空き家の所在は、大字●●字●● ●●番●●で、 宅地面積は、568.21 平米です。 土地の所在地は、大字●●字●● ●●番●●、●●番●●、●●番●●、 字●● ●●番●●の4筆です。 登記地目と現況地目は、すべて同じで、 田が、2筆で 853 平米 畑が、2筆で 170 平米 合計面積で、1,023 平米となります。

	審査所見として、農地と空き家の距離は、すべて適当で、遊休地区分は、字●●の3筆が、自己保全中で、字内野の1筆が、遊休農地となっています。 農地区分は、すべて2種農地となります。 周囲の状況ですが、字●●の3筆は、東が水路・田、西が道、南が宅地、北が田 字内野の1筆は、東が道、西が道・宅地、南が畑・山林、北が道となっています。 以上で、説明を終わります。
議長	説明があつた通り、空き家に付随する農地を全て来られた方にお任せする形になりますが、何かございますか。担当委員からの説明をお願いします。
11番委員	空き家のすぐそばということで、面積は1反ほどありますが、耕作は地図で言えば上2つはしやすいかと思います。空き家のすぐ上の●●の●●については、今までバターナッツ、カボチャを作られていたようです。その上は草刈りをしてあります。その右側、東側もです。 ひとつ離れた三角のところはレモンの木が1本あり、草刈りもされていました。
議長	本人さんは帰ってきて時々されているのですか？
事務局	はい、そうです。
議長	持っておられるのはここだけですかね？
事務局	他にも持っておられますが、今回はここだけということです。
議長	わかりました。特段なければ採決を取ります。賛成の方。(全員賛成) ありがとうございました。それでは次に移ります。45号についてお願いします。
事務局	報告第45号非農地証明願いについて、説明します。 議案説明資料は、14ページ 位置図は8ページ 当日配布資料3ページをご覧ください。 土地の所在は、大字●●字●● ●●番●●の1筆となります。 地目は、畑で、 面積は、96平米となります。 所有者は、●●●市の●●●●●さんです。 農地の区分は、2種農地です。 願出地の状況については、昭和57年頃、倉庫が建設され、平成14年に●●●●●氏に売却されている。申請地は、●●●●●の倉庫及び母屋の庭として利用され、耕作はされていない。 申請に至った経緯は、平成27年に隣接地に太陽光が設置され、その時に申請地は分筆されている。今後、農地として利用見込みがないため、非農地証明の願出に至った。 周囲の状況は、東が雑種地・山林、西が雑種地、南も雑種地、北も雑種地となっています。 非農地証明願いの対象基準は、記載している4項目をすべて満たすことになっており、本案件はこれを充たしているため、証明書を発出できるものと認識しています。 以上で、説明を終わります。
議長	形上庭と倉庫になっていて、分筆自体がもうされてる形ですので、そのままの形ですということですが、何かございますか？
事務局	(図面で補足説明)
議長	ありがとうございます。特段ありませんか？ なければ次に移ります。46号についてお願いします。
事務局	報告第46号農地等形状変更届出について説明いたします。 議案説明資料は、15ページ、位置図は、9ページと10ページ、本日配布の資料は4ページと5ページをご覧ください。

	1 番について説明します。 土地の所在は、大字●●字●● ●●番●●、字●● ●●番●●の2筆であります。 地目は、2筆とも田、面積は、344 平米と 291 平米で2筆合計で、635 平米となっています。 届出人は、●●区の●●●●さんです。 形状変更事由及び変更後の利用目的ですが、「水路から水が来ないため、畑として利用し、大豆、里芋、白菜を栽培する。」とのこと。 周囲の状況ですが、 ① の字割石は、東は道路、西は水路を挟んで田、南は原野、北は道路を挟んで田。 ② の字金原は、東は水路を挟んで山林、西は田、南は道路を挟んで田、北は原野。 申請地は、共に農振農用地となっております。地元協議はありで、条件なしとなっております。 1 番の説明は以上となります。
議長	皆さんから何かございますか？
4番委員	4 番馬場でございます。申請の場所ですが、●●●から、●●●方面に左折して進んで、●●●に入りまして、申請者の●●●さん宅から市道と川を挟んだ西側の奥地の方に●●●がありまして、もうひとつ集落から北の方に 300 メートル進んだ道の東側に●●●がございます。周囲の状況、申請理由、利用目的は説明の通りです。現地を確認したところ 2 筆とも水の弁が悪く、田としての利用は難しい状況でございます。本件について地元協議をしたところ、特に問題なしとして確認が取れております。以上です。
会長	今仰られた通りだんだん山手の方水の水の引き込みが悪いこともあり、畑に変えたいとのことですが何かございますか？ 特段なければ 1 番、2 番について採決を取ります。賛成の方。(全員賛成) ありがとうございました。
	この会議録は、委員会書記をもって記録せしめたもので、その内容は正当なものと認め、ここに署名委員とともに署名する。 令和5年 11 月 6 日 鹿島市農業委員会 会 長 (印) 5番委員 (印) 6番委員 (印) 事務局長 (印)

